

プラスチック容器包装類リサイクルの背景 【容器包装リサイクル法と拡大生産者責任】

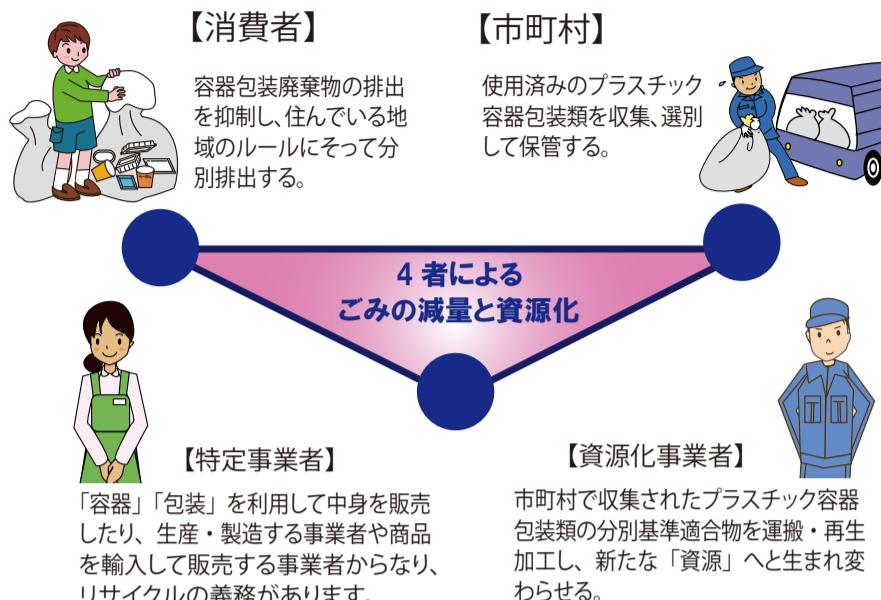
家庭ごみの廃棄物処理については、全面的に消費者、自治体にその役割・負担がかかっていました。そこで、家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るために容器包装リサイクル法（注1）は施行されました。

容器包装リサイクル法では、これまでの消費者や自治体が行っていた廃棄物処理の責任の一部を拡大生産者責任（注2）を導入することによって、事業者による容器包装類の生産や流通、販売段階を含めた排出抑制・減量・資源化の取り組みが推進されています。プラスチック容器包装類のリサイクルによるごみの減量は、消費者・市町村・事業者が協力して取り組む事業です。

注1：容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）

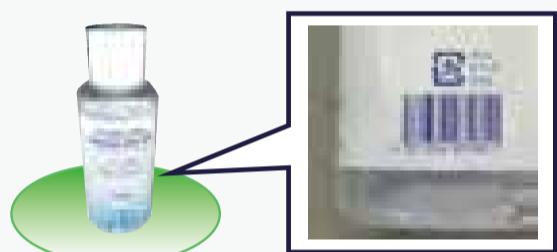
注2：拡大生産者責任

容器包装を含む製品の設計・製造に最も影響を与える生産者に対し、物理的・金銭的責任を当該製品の廃棄後まで全面的若しくは部分的に拡大する環境政策の手法。
単に金銭的負担を生産者に拡大することではなく、生産者による環境配慮設計を促すことも目的としています。



プラスチック容器包装類の分け方

【例：ハンドジェル】



品物にプラマークとともに識別表示が表記されている場合があります。プラスチック容器包装類の分別の目安になります。

【例：購入したタッパー容器】



プラスチック容器包装類 主なもの



※ プラスチック製の商品は不燃ごみです。



※ 汚れを落とせるものは洗浄してください。



プラスチック容器包装類に、食べ残しやタレが付着している物はリサイクルできないため、汚れを落せないものは不燃ごみで出してください。

プラスチック容器包装類 資源化と品質調査

プラスチック容器包装類のリサイクルには、厳しい品質基準があります。異物の混入（汚れが付着している物、リサイクル原料として適切でない物など）により、基準を満たさない場合は、引き取りを拒否され、より大きな処理費用を負担することになります。
プラスチック容器包装類の適正排出にご協力をお願いします。



手選別による異物除去



ペール化(圧縮・梱包)・引き取り



検出された異物

